

小浜西組町並み協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「小浜西組町並み協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、伝統的建造物群保存地区としての小浜西組地区の町並みを活かしたまちづくりを進めるため、小浜西組地区住民の意見を集約し、総合的に協議、実施することを目的とする。

(事務局)

第3条 事務局は、町並み保存資料館内(小浜市小浜鹿島29)に置く。

(組織)

第4条 本会の会員は、次に掲げる者をもって組織する。

- 2 小浜西組(男山・鹿島・白鳥・貴船・浅間・大原・香取・飛鳥)の各区から推薦された住民をもって組織する。
- 3 各区推薦者のうちに、区長および小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を含めるものとする。

(任期)

第5条 会員の任期は2年とする。

- 2 欠員により就任した会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)伝統的建造物群保存地区の保存に関する事。
- (2)保存地区の環境整備に関する事。
- (3)まちづくりへの地区住民の意識高揚に関する事。
- (4)地区の活性化に関する事。
- (5)関連する各種団体との交流に関する事。
- (6)その他、目的を達成するために必要な事。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。役員の兼任は妨げない。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名ないし2名
- (3)理事 8名(各区1名とする。)
- (4)監査委員 2名
- (5)会計 1名
- (6)事務局長 1名
- (7)委員長 6名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1)理事は会員の中から区長が指名する。
- (2)会長および監査委員は会員の中から総会で互選する。
- (3)副会長は会員の中から1名ないし2名を会長が指名する。
- (4)会計は会員の中から会長が指名する。
- (5)事務局長は会員の中から会長が指名する。

- (6)委員長は会員の中から会長が指名する。
- 2 会長、副会長、会計、事務局、委員長は総会で承認を得るものとする。
 - 3 必要と認められる時は、本会に顧問および参与を置くことができる。
 - 4 役員の任期は2年とし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3)監査委員は本会の会計を監査する。
- (4)理事は役員として議案を審議する。
- (5)会計は本会の会計を処理する。
- (6)事務局長は事務事項を処理する。
- (7)各委員長は第14条に則り、職務を担当する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が招集するものとする。

- (1)役員会は、役員の2分の1以上の出席または委任状をもって成立する。
- (2)役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決議する。
- (3)役員会の議長は、会長または会長が指名する者がこれにあたる。
- (4)役員会での決定事項は、文書で会員に通知するものとする。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1)総会は、会員の3分の2以上の出席または委任状をもって成立する。
- (2)総会の議事は、出席会員の過半数をもって決議する。
- (3)総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(委員会)

第12条 本会に次の委員会を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる

- (1)広報委員会
- (2)建築委員会
- (3)地域活性化委員会
- (4)資料館企画委員会
- (5)環境整備委員会

(委員会の委員の選出)

第13条 委員会の委員の選出は、小浜西組内住民を主として、委員長の推薦により会長が任命する。

(委員会の職務)

第14条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1)広報委員会は、町並み月報を編集および発行し、ホームページを作成管理する。
- (2)建築委員会は、小浜西組地区の伝統的な工法など保存技術に関する研修会等を開催するとともに、町家を活かした住まい方の提案などを行う。
- (3)地域活性化委員会は、小浜西組地区を活性化するための方策等を計画し、立案する。
- (4)資料館企画委員会は、小浜町並み保存資料館を活用した施策の企画、運営を行う。
- (5)環境整備委員会は、西組内の案内看板、防災機器等の設置に関して企画・立案する。また小規模の設備について製作、設置、修繕等を行う。

(改正)

第15条 この規約を改正するときは、その都度会長が役員会に諮り、総会で決定する。

(会計)

第16条 本会の会計は、市の補助金等をもってあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めない事項については、その都度会長が総会に諮って決定する。

(設立年月日)

第18条 本会の設立年月日は平成20年6月20日とする。

(附則)

この規約は、平成20年6月20日から施行する。

(附則)

この規約は、平成21年3月25日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年5月24日から施行する。

(附則)

この規約は、平成28年6月3日から施行する。